

第百十二回 参議院農林水産委員会會議録第一号

昭和六十三年三月一日(火曜日)
午後零時四十分開会

委員氏名

委員長 岡部 三郎君
理事 高木 正明君
理事 水谷 力君
理事 宮島 澁君
理事 稲村 稔夫君
理事 刈田 貞子君
理事 青木 幹雄君
理事 上杉 光弘君
理事 浦田 勝君
理事 大塚清次郎君
理事 北 修二君
理事 熊谷太三郎君
理事 鈴木 貞敏君
理事 初村滝一郎君
理事 星 長治君
理事 本村 和喜君
理事 一井 淳治君
理事 菅野 久光君
理事 八百板 正君
理事 及川 順郎君
理事 諫山 博君
理事 下田 京子君
理事 三治 重信君
理事 喜屋武眞榮君
理事 山田耕三郎君

辞任

赤桐 操君

補欠選任

一井 淳治君

二月十六日

辞任

諫山 博君

補欠選任

吉岡 吉典君

二月十七日

辞任

吉岡 吉典君

補欠選任

諫山 博君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

岡部 三郎君

高木 正明君

水谷 力君

宮島 澁君

稲村 稔夫君

刈田 貞子君

青木 幹雄君

浦田 勝君

熊谷太三郎君

鈴木 貞敏君

初村滝一郎君

星 長治君

菅野 久光君

及川 順郎君

諫山 博君

下田 京子君

山田耕三郎君

國務大臣

農林水産大臣

政府委員

農林水産政務次官

佐藤 隆君

吉川 博君

農林水産大臣官房長

農林水産省經濟局長

農林水産省構造改善局長

農林水産省農蚕園芸局長

農林水産省畜産局長

農林水産省食品流通局長

農林水産技術會議事務局局長

食糧庁長官

林野庁長官

水産庁長官

事務局側

常任委員会専門員

安達 正君

畑中 孝晴君

郷 滋君

松田 堯君

田中 宏尚君

谷野 陽君

京谷 昭夫君

吉國 隆君

松山 光治君

眞木 秀郎君

浜口 義順君

本日の會議に付した案件

○國政調査に関する件

○農林水産政策に関する調査

(昭和六十三年年度の農林水産行政の基本施策に関する件)

○委員長(岡部三郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る十二月二十六日、高杉勉忠君が委員を辞任され、その補欠として一井淳治君が選任されました。

○委員長(岡部三郎君) 次に、國政調査に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、農林水

産政策に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡部三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(岡部三郎君) 次に、農林水産政策に関する調査を議題といたします。

昭和六十三年年度農林水産行政の基本施策について、農林水産大臣から所信を聴取いたします。佐藤農林水産大臣。

○國務大臣(佐藤隆君) 農林水産委員会におきまして、私の所信の一端を申し上げます。

現下の我が國農林水産業を取り巻く内外の經濟情勢について見ますと、我が國經濟は内需を中心として安定成長を持続するとともに、經濟構造調整が着実に進展しつつあります。しかしながら、主要國間にはなお大きな対外不均衡が存在することなどから、引き続き國際協調型經濟構造への變革の推進が求められております。

こうした中で、我が國農林水産業は、經營規模拡大の停滞、生産性向上の立ちおくれ、農産物需給の不均衡などの諸問題に直面し、また、内外価格差の縮小、農業保護のあり方等につき内外から強い関心が寄せられるとともに、諸外國からの市場開放要求が高まるなど厳しい状況にあります。申すまでもなく、我が國農林水産業は、國民のニーズに即した食糧の安定供給、活力ある地域社會の維持、国土・自然環境の保全とその調和ある活用など、我が國經濟社會の発展や國民生活の安定のため重要な役割を果たしております。

今後の農林水産行政を推進するに当たっては、このような農林水産業の持つ基本的かつ多面的な役割を踏まえつつ、國際化、高齢化、大都市の過密と一部農山漁村における過疎化の進行、技術の

高度化等、今後の社会経済情勢の変化に的確に対応していく必要があります。

このため、農林水産省といたしましては、農政審議会報告「二十一世紀へ向けての農政の基本方向」を踏まえ、すぐれた担い手、優良農地、水資源等の確保や農業技術の向上等により食糧供給力の確保を図りつつ、国民の納得し得る価格での食糧の安定供給に努めることを基本として、与えられた国土条件等の制約のもとで最大限の生産性向上を図る必要がある、これに焦点を合わせて諸施策を展開することといたしております。

昨年は、この報告の指し示す方向へ向け現実の歩みを始めた年であり、構造政策をより重視した水田農業確立対策を新たに実施するとともに、米を初めとする各種農産物の行政価格の引き下げ等価格制度の適切な運用を図るなど、諸般にわたる施策の展開を図ったところであります。本年も、この報告の指し示す方向に向けての取り組みをさらに前進させるとともに、国民のニーズの変化等新しい時代の流れを積極的に取り取りつつ、各方面の声にも十分耳を傾けながら、国民の合意形成の上に立つて各般にわたる施策を推進してまいりたいと考えております。

以下、昭和六十三年度における主要な農林水産施策について申し上げます。

まず、農業の振興についてであります。

第一は、土地利用型農業の体質強化を目指した構造政策の積極的推進であります。

土地利用型農業の経営規模の拡大と生産性の向上を図り、その体質を強化することが我が国農業の健全な発展にとって緊要な課題となっております。このような課題に対処するためには、農業構造の改善を積極的に進め、また、その基礎的条件である農業生産基盤の整備を図ることが重要であります。

能力にすぐれた意欲的な農業者の育成確保にも努めてまいります。

また、農業生産基盤の整備を第三次土地改良長期計画に即して着実に実施してまいります。

第二は、需要の動向にに応じた生産性の高い農業の展開であります。

需要の動向に適切に対応しつつ、産業として自立し得る農業の確立に資するため、水田農業確立対策を引き続き実施することとし、水田を活用して生産される作物の生産性の向上、地域輪作農法の確立及び需要の動向に応じた米の計画的生産を一層推進してまいります。また、その推進とも呼応した合理的な土地利用方式を実現するとともに、水稲、麦、大豆、特産農作物等について生産性の高い主産地を育成することを目指して総合的な農業生産対策を推進してまいります。また、肉用牛生産の低コスト化と肉用牛資源の拡大の重要性にかんがみ、肉用牛対策に重点を置いて畜産総合対策の充実を図ってまいります。

さらに、生産コストの一層の引き下げを図るため、生産資材費等の節減のための取り組みを強化することといたしております。

第三は、農山漁村地域の活性化対策の推進であります。

農山漁村社会の高齢化、混住化等に対処しつつ、経済社会の変化にも即応して、農林水産業に携わる人々が意欲と生きがいを持てる新しい地域社会を目指し、農林水産業の振興とあわせ、生活環境の整備、安定した就業機会の確保、リゾート地域の整備、都市と農山漁村の交流の促進等により、農山漁村地域の活性化を推進してまいります。

第四に、バイオテクノロジ等先端技術の開発・普及とニューメディアを活用した情報システムの整備であります。

これらの先端技術は、今後、農林水産業、食品産業等の生産性の飛躍的向上、新しい食品素材の開発、農山漁村の活性化を図る上で極めて重要な役割を果たすものと期待されております。

このため、産・学・官の連携強化により総合的にバイオテクノロジなどの先端技術の開発を図ることとし、二十一世紀を見通したバイオテクノロジーや生物機能の解明に関する基礎的研究等を推進してまいります。また、あわせて技術開発の成果の早急な現場への普及を図るため、所要の措置を講じてまいります。

このほか、農山漁村地域における情報システム化を推進するとともに、各分野におけるソフトウェア開発等情報システム化の促進、農業に係る情報の的確かつ効果的な提供を実施してまいります。

第五は、健康的で豊かな食生活の保障と農産物の価格・需給の安定であります。

健康的で豊かな食生活の保障の観点から、日本型食生活の定着促進を図ることを基本として、消費者ニーズの多様化、高度化等に対応した消費者対策や農水産物の消費拡大対策を展開してまいります。

価格政策の運用においても、構造政策を助長し、農業の生産性向上の促進に資するとともに、対象とする農産物の需給均衡の確保に資するといった観点も踏まえ、国民の理解と納得が得られるよう適正な運用を期してまいります。

食糧管理制度については、国民生活の安定を図る上での重要性を認識し、制度の基本は今後も維持しつつ、昨年十一月の米流通研究会報告の趣旨を体して、消費者ニーズに対応した流通及び生産が迅速かつ柔軟に行われるようなやかな流通システムの実現を図るなど、各般にわたる改善を着実に積み重ね、国民の理解が得られるよう努めてまいります。

また、最近における米需給の動向と今後の見通しは、三たびの過剰処理が懸念される事態となつていくことにかんがみ、生産、流通、消費の各般にわたる緊急の取り組みにより需給均衡の回復に努めてまいります。

さらに、国民に対する安定的な食糧の供給を図る上で重要な役割を果たしている食品産業につき

ましても、中長期的展望に立つてその体質と経営基盤の強化を図るため、原料対策、技術対策を初めとする各般の施策を総合的に推進してまいります。

以上、申し上げました各般の施策のほか、各種制度資金について、その内容の充実整備を図るほか、農業災害補償制度の円滑な運営を図ってまいります。

また、開発途上地域の農林水産業生産力の向上等を通じ、これら諸国の経済社会の発展に寄与するため、国際協力に努めてまいります。

次に、林業の振興についてであります。

林業につきましては、近年、外材の価格競争力の高まり、山村の過疎化、高齢化等により生産活動が停滞し、森林の管理水準も低下するなど困難な状況にあります。最近では、木材需要の回復など明るい兆しも見えております。このような状況のもとで、林業・木材産業の活性化を図るとともに、国民の森林に対する多様な要請にこたえていくことが喫緊の課題となっております。

このため、木材需要の拡大、木材産業の体質強化、造林、林道などの林業生産基盤の整備等各般の施策の推進に努める考えであります。特に、本年におきましては、国産材時代の到来に備えた地域材の産地化の推進等に積極的に取り組んでまいります。

また、国民経済及び国民生活に重要な役割を果たしている国有林野事業につきましては、改定された改善計画に基づき、経営改善に鋭意努力してまいります。

次に、水産業の振興についてであります。

水産業は、国民の必要とする動物性たんぱく質の約半分を供給し、健康的で豊かな日本型食生活の一翼を担う重要な産業であります。二百海里体制の本格的定着、水産物需要の伸び悩みなど厳しい環境のもとで、長期的視点に立つて新しい時代に即応した水産業を確立することが急務となっております。

このため、昭和六十三年度を初年度とする第八

次漁港整備長期計画及び第三次沿岸漁場整備開発計画を策定し、漁業生産基盤の整備を計画的に進めるとともに、「つくり育てる漁業」の推進、先進的技術の開発など我が国周辺水域の漁業振興に努めてまいります。

また、厳しい環境にある漁業経営の体質強化を図るため、漁業生産構造の再編、漁協信用事業の整備強化等経営対策の一層の推進を図ってまいります。

さらに、消費者ニーズを十分に踏まえつつ、水産物の流通加工、価格安定及び消費拡大対策を推進してまいります。

また、海外漁場の確保を図るため、相手国の実情を踏まえつつ粘り強い漁業交渉を展開するとともに、新資源・新漁場の開発、海外漁業協力を実施するほか、漁業災害補償制度の改善等を図ってまいります。

以上のような農林水産施策を推進するため、引き続き、厳しい財政事情のもとではありますが、各種施策について優先順位の厳しい選択を行い、我が国農林水産業に新たな展望を切り開いていけるよう、必要な予算の確保を図ったところであります。

また、施策の展開に伴い必要となる法制的整備につきましましては、今後とも、当委員会の場におきまして、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

なお、農林水産物貿易問題につきましましては、ウルグアイ・ラウンドにおける農産物貿易ルール策定への対応等の難しい問題もありますが、我が国農林水産業の健全な発展との調和を図ることを基本に、関係国との友好関係にも留意しながら、適切に対処していく考えであります。

特に、いわゆる農産物十二品目問題に関しましては、乳製品及びでん粉については、パネル報告の結論に基づく措置を実施することは極めて難しいとの立場等を明確にした上で、その一括採択に応じたところでありますが、国内対策等今後の対応については、我が国農産物の将来に禍根を残すこ

とがないよう最大限の努力を傾注していく考えであります。

以上、所信の一端を申し上げましたが、近年、急速な国際化が進展し、また、国内外の各界各層から深い関心が寄せられている中で、農林水産行政を推進するに当たりましては、手順を尽くし、国民各界各層の信頼を築き上げ、農林水産業の確かな展望を示すよう全力を尽くしてまいりたいと考えております。

委員各位におかれましては、農林水産行政推進のため、一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(岡部三郎君) 本調査に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時五十五分散会

二月五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、農畜産物輸入自由化阻止に関する請願(第一三四号)

一、米の輸入自由化反対に関する請願(第一四八号)

第一三四号 昭和六十三年一月二十六日受理
農畜産物輸入自由化阻止に関する請願

請願者 新潟市新光町四ノ一新潟県議会
内 布施康正

紹介議員 長谷川 信君

最近の我が国農業を取り巻く環境は、農産物の需給不均衡と長年にわたる米の生産調整等により、農業所得が低迷し、一段と厳しい状況下にある。さらに、米国の始めとする諸外国からの農産物市場開放要求は日々強まり、生産者に深刻な危機感を抱かせている。このような状況の下、ガット総会において、米国の提訴されていた農産物輸入制限十二品目に関する裁定案が提出され、我が国の採決延期要請により、ガット裁定は先送りとなったものの、今後その成行きは予断を許さない

事態となつてゐる。かかる状況の下で、国が農産物市場開放問題への対応を誤れば、農業の健全な発展、地域社会の維持、国土と自然環境の保全、ひいては国民生活の安全保障にも重大な影響を及ぼすことが必至である。ついては、将来にわたつて日本の農業を守り、国民への食料の安定供給と、緑豊かな国土の保全という観点から、農業の基本的な役割を踏まえ、農業者が犠牲となるような農畜産物十二品目の輸入自由化には、毅然とした態度で臨み、安易に妥協することのないようにされた。

第一四八号 昭和六十三年一月二十七日受理
米の輸入自由化反対に関する請願

請願者 横浜市西区宮崎町二五 宮崎光
外 一万三千三十五名

紹介議員 千葉 景子君

米は、国民の主食であり、日本農業の基幹作物である。貿易摩擦解消のために米の輸入自由化を進める動きが強まっているが、主食は自給自足が原則であり、日本の風土に適した米作を守るべきである。政府による全量管理、二重米価制、輸入規制などの食糧制度の根幹を崩さず、安心・安全な米を安定して供給してもらうことが、消費者・生産者の要求である。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、米の輸入自由化は行わないこと。
二、米の全量管理、二重米価制などの食糧制度の根幹を守ること。

二月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

附則第十四条及び第十五条中「森林法附則第六項」の下に「、森林開発公団法附則第十一條第一項」を加える。

第二十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件

我が国の水産業は、国民の食生活に必要な動物

都道府県名

北海道	都道府県名	
山間	漁港名	
白牧		
外郭施設	係留施設	整備を必要とする主な施設
外郭施設	係留施設	
係留施設	水域施設	
水域施設		

1 漁業と漁港施設の現状とを基礎とし、我が国周辺水域の有効利用等による漁業生産の確

2 整備する漁港の選定に当たっては、指定漁港のうち漁業振興上及び地域振興上重要であり、かつ、漁港施設の不足度の高いもの、事業効果の大きいもので緊急に整備する必要のあるものを採択する。

二 計画

1 前項の計画方針に基づき、昭和六十三年年度以降六年間に四百九十港の漁港について、それぞれの漁港に適応した外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地等を整備する。

[illegible]

[illegible]

山	島	鳥	和歌山	兵庫	三	靜岡	石川	新	神奈川	東	千	福	山
口	根	取	田南野	灘	重白	岡須	川鹿	鴻新	茅ヶ崎	京	葉飯	島富	形吹
大津島	菱浦	夏船磯泊	大田南野引部浦		白塚	須崎	鹿磯	多新田川	茅ヶ崎	若野羽野	太金飯夫	富岡	米子浦
外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地	係留施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地

[illegible]

千 葉	福 島	山 形	秋 田	宮 城	岩 手	三 平 三 下 風
保 富 外	豐 釣 師	堅 由 苔	金 平 岩 畠	荒 閑 桂 磯 志 泊 波	大 綾 崎 根 唐 両 船 重 田 太 久	三 下 平 三
田 崎 川	間 浜	沢 良	浦 沢 館	浜 上 島 崎 川 津 上	浦 里 浜 白 丹 石 越 茂 老 部 喜	沢 呂 館 蔵
外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地

三 重	愛 知	静 岡	福 井	石 川	新 潟	神 奈 川	東 京	富 津
遊 奈 贊 阿 宿 桃 答	篠 日 知 福	由 静	日 早 菜	緩 高	稻 姫 水 高 市 筒 名 間 寝	平	坪	富
木 浦 浦 浦 曾 取 志	島 賀 柄 江	比 浦	向 瀬 崎	目 倉	鯨 津 津 千 振 石 立 瀬 屋	塚	田	津
外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地

京 都	兵 庫	和 歌 山	鳥 取	島 根	岡 山	広 島
伊 浅 川 根	垂 水 崎 津 島 勢 寄 島 崎 尾	雜 賀 崎 島 奈 南 堺 見 島 參 鳴 太 地	泊	御 津 津 龍 江 萬 戸 田 夫 茂	下 津 井 島	阿 多 浦 田
外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 輸送施設 水域施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地
音 倉 戸 橋 島 和 崎 江	油 田 矢 三 玉 大 奈	瀬 戸 林 岐 吹	宮 窪 生 島 泊 浦	佐 賀 浦 津 見	吉 富 島 北 島 界	小 川 島
外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地
香 川 伊 吹	德 島 由 岐	愛 媛 窪 生 島 泊 浦	高 知 佐 賀 浦 津 見	福 岡 野 見	佐 賀 界	佐 賀 島
外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地

[illegible]

[illegible]

鹿兒島		阿久根	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地
沖繩		糸満	外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地
計	七十七港		

特定第三種漁港	
都道府県名	漁港名
青森	八戸
宮城	塩釜 仙台
千葉	銚子
神奈川	三崎
静岡	焼津
島根	浜田
山口	関門
長崎	長崎
鹿児島	枕崎
計	十一港

第四種漁港	
都道府県名	漁港名
北海道	東浦
整備を必要とする主な施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設

青森	小笠原	白根	泊井	越前	川	島	飛	片	乙	阿古	神湊	八根	三浦	粟島	鷺崎
外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地

宮崎	大分	長崎	福岡	愛媛	山口	島根	和歌山	京都	三重	愛知	静岡	福井	石川
北	佐賀	伊豆	小呂	本	見	浦	有	中	五ヶ所	赤羽	妻良	越前	船倉
保戸島	大島(老岐)	美津島	豆岐	伊奈	水岐	伊奈	小呂島	沖の島	浦郷	中郷	有田	中浜	五ヶ所
外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設
係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設
水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設
輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設
漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地

鹿兒島	宮之浦
中手	外郭施設
内浦	係留施設
西之	水域施設
前濱	輸送施設
字宿	漁港施設用地
早町	外郭施設
知名	係留施設
古仁	水域施設
安田	輸送施設
仲里	漁港施設用地
波照間	外郭施設
久良	係留施設
南大	水域施設
計	七十四港

なお、本計画は、今後の経済、財政事情及び漁業の動向等を勘案しつつ、弾力的にその実施を図るものとする。

二月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、農用地開発公団法の一部を改正する法律案

農用地開発公団法の一部を改正する法律案
農用地開発公団法の一部を改正する法律案
農用地開発公団法（昭和四十九年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農用地整備公団法

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 農用地整備公団は、農用地等の存在及び整備の状況その他の農業経営に関する基本的条件の現況等に照らして農業生産の基盤の整備を

急速に図ることが必要かつ効果的と認められる農業地域内において、農用地及び土地改良施設の整備等の業務を総合的かつ集中的に行うとともに、地形、地質その他の自然条件の特殊性に起因して農業生産を著しく阻害する障害が生じている農業地域内において、その障害を除去するために必要な特定の農業用排水施設の整備等の業務を急速かつ計画的に行うことにより、農業の生産性の向上と農業構造の改善に資することを目的とする。

第二条及び第六条中「農用地開発公団」を「農用地整備公団」に改める。

第八条中「五人」を「四人」に、「二人以内」を「二人」に改める。

第十一条第一項本文を次のように改める。

理事長及び副理事長の任期は三年とし、理事

及び監事の任期は二年とする。

第十九条第一項第一号を次のように改める。

一 農用地等の存在及び整備の状況その他の農業経営に関する基本的条件の現況等に照らし、農業生産の基盤の整備を急速に図ることが必要かつ効果的と認められる農用地域内において、次の事業を一体として総合的かつ集中的に行うこと。

イ 農用地（耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。以下同じ。）の改良又は保全のために必要な区画整理、客土、暗き排水又はこれらに準ずる事業として政令で定めるもの（これらの事業と併せて行ふ農用地の造成（農用地間における地目変換の事業を含む。以下同じ。）を含む。）

ロ 農用地用排水施設、農用地道路その他の農用地の保全又は利用上必要な施設で政令で定めるもの（以下「土地改良施設」という。）の新設又は改良

第十九条第一項第二号中「又はロ」を削り、同項第三号から第五号までを次のように改める。

三 委託に基づき、第一号の業務と併せて農用地施設の施設若しくは改良又は農用地施設の用に供される土地の造成若しくは改良の事業を行うこと。

四 地形、地質その他の自然条件の特殊性に起因して、農用地の排水条件の著しい悪化その他の農業生産を著しく阻害する障害が生じている農用地域内において、その障害を除去するために必要な農用地用排水施設の施設又は改良の事業でその事業による受益の範囲が著しく広く、かつ、急速に行う必要があるものとして政令で定めるものを行うこと。

五 第一号の業務を行うことにより新設され、若しくは改良された土地改良施設の譲渡し又は前号の業務を行うことにより新設され、若しくは改良された農用地用排水施設の管理若

しくは譲渡しを行うこと。

第十九条第二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第一号の業務を行うことにより新設され、若しくは改良された土地改良施設（譲渡し前のものに限り。）又は第四号の業務を行うことにより新設され、若しくは改良された農用地用排水施設（譲渡し前のものに限り。）についての災害復旧事業を行うこと。

第十九条第二項中「同項第一号イからハまでの事業として行ふ工事又は同項第三号」を「同項第一号、第四号又は第六号」に改める。

第二十号第一項各号を次のように改める。

一 申出に係る区域が、区域内の農用地の相当部分が集团的に存在し、かつ、その相当部分が申出に係る事業の実施によつて利益を受け得るべき土地（次号において「受益地」という。）に含まれる地域として政令で定める要件に適合するものであること。

二 第十九条第一項第一号又は第四号に規定する事業を行うべき旨の申出にあつては、その受益地の面積が、事業種類ごとに、それぞれ政令で定める面積以上のものであること。

三 第十九条第一項第一号に規定する事業を行うべき旨の申出にあつては、前二号に掲げるもののほか、申出に係る区域及びその周辺の地域における農業生産の基盤の整備及び開発の状況、農用地の保有及び利用の状況、農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現況及び将来の見通し等に照らし、申出に係る事業を一体として総合的かつ集中的に行うことによりこれらの地域の農業の生産性の向上と農業構造の改善が急速に図られると見込まれるものであること。

四 第十九条第一項第四号に規定する事業を行うべき旨の申出にあつては、第一号及び第二号に掲げるもののほか、申出に係る区域が、地形、地質その他の自然条件に起因して相当の範囲にわたつて農業生産を著しく阻害する

障害が生じている地域であつて、申出に係る事業を急速に行うことが必要かつ効果的と認められるものであること。

第二十一条の見出しを「（農用地整備事業実施計画）に改め、同条第一項中「政令で定めるところにより」を削り、「事業実施計画」を「農用地整備事業実施計画」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の農用地整備事業実施計画においては、農林水産省令で定めるところにより、当該業務につき、その実施に係る区域、工事に関する事項（換地計画を定める業務にあつては、工事に関する事項のほか、当該換地計画の概要）、事業費に関する事項、効果に関する事項その他農林水産省令で定める事項を定めるものとする。

第二十一条中第五項を削り、第四項を第五項とし、同条第三項中「第十九条第一項第一号イの事業」の下に「（農用地の造成に限る。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 公団は、第一項の規定により農用地整備事業実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、当該農用地整備事業実施計画の概要その他必要な事項を公告して、当該農用地整備事業実施計画の概要に係る第十九条第一項第一号イ及びロの各事業につき、その実施に係る区域内にある土地についての土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三条に規定する資格を有する者（以下「事業参加資格者」という。）の三分の二以上の同意（当該農用地整備事業実施計画の概要が農用地の造成の事業を内容の一部に含むときは、当該三分の二以上の同意及び当該事業の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者の全員の同意）を得なければならぬ。

第二十一条第六項中「第八條第六項」を「及び第七項、第七條第四項、第八條第五項及び第六項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第二十二條の見出し及び同條第一項中「事業実施計画」を「農用地整備事業実施計画」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 公団は、前項の規定により農用地整備事業実施計画の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合において、同項の認可を申請するときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その変更後の農用地整備事業実施計画の概要その他必要な事項を公告して、その変更後の農用地整備事業実施計画の概要に係る第十九条第一項第一号イ及びロの各事業（同号イ又はロのいずれか一の事業の変更に係る場合にあつては、当該変更に係る事業）につき、その実施に係る区域（その変更後のその実施に係る区域に該当しないこととなるものがあるときは、その該当しないこととなる区域をその変更後のその実施に係る区域に含めた区域）内にある土地についての事業参加資格者の三分の二以上の同意を得なければならぬ。

第二十二條第三項中「一般地域事業実施計画」を「農用地整備事業実施計画」に改め、「新たな区域」を削り、「事業の実施に係る区域の一部」を「事業（農用地の造成に限る。）の実施に係る区域を新たな区域」に、「前項各号に定める」を「前項の」に改め、同條第四項中「前條第四項」を「前條第五項」に改め、第五條第六項の下に「及び第七項」を加え、「第八條第六項」を「第八條第五項及び第六項」に、「第八十七條第十項」を「第六項並びに第八十七條第十項」に、「前條第三項」を「前條第四項」に改める。

第二十三條第一項中「又はロ」を削り、同條第二項中「から第五十二條の五まで、第五十三條（第一項第一号を除く。）、第五十三條の二の二、第五十三條の三、第五十三條の四」を削る。

第二十四條の次に次の三條を加える。

（農用地保全事業実施計画）

第二十四條の二 公団は、第十九條第一項第四号

の業務又は同項第五号の業務のうち農業用排水施設の管理の業務（以下「管理業務」という。）を行おうとするときは、第二十条第一項の事業実施方針に基づいて農用地保全事業実施計画を作成し、関係都道府県知事に協議するとともに、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の農用地保全事業実施計画においては、農林水産省令で定めるところにより、当該業務につき、その実施に係る区域、工事又は管理に関する事項、事業費に関する事項、効果に関する事項その他農林水産省令で定める事項を定めるものとする。

3 公団は、第一項の規定により農用地保全事業実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、当該農用地保全事業実施計画の概要その他必要な事項を公告して、当該農用地保全事業実施計画の概要に係る第十九条第一項第四号の業務又は管理業務につき、それぞれ、その実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者の三分の二以上の同意を得なければならない。

4 第二十一条第五項並びに土地改良法第五条第六項及び第七項、第八条第六項、第九条、第十条第五項並びに第八十七条第十項の規定は、第一項の場合について準用する。

（農用地保全事業実施計画の変更）
第二十四条の三 公団は、前条第一項の農用地保全事業実施計画を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、関係都道府県知事に協議するとともに、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により農用地保全事業実施計画の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合において、同項の認可を申請するときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その変更後の農用地保全事業実施計画の概要その他必要な事項を公告して、その変更後の農用地保全事業実施

計画の概要に係る第十九条第一項第四号の業務又は管理業務につき、それぞれ、その実施に係る区域（その変更によりその実施に係る区域の一部がその変更後のその実施に係る区域に該当しないこととなるものがあるときは、その該当しないこととなる区域をその変更後のその実施に係る区域に含めた区域）内にある土地についての事業参加資格者の三分の二以上の同意を得なければならない。

3 第二十一条第五項並びに土地改良法第五条第六項及び第七項、第八条第六項、第九条、第十条第五項、第四十八条第四項及び第六項並びに第八十七条第十項の規定は、第一項の場合について準用する。

（管理規程）
第二十四条の四 公団は、管理業務を行おうとするときは、当該業務の実施の細目について、管理規程を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2 土地改良法第五十七条の二第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。
第二十五条第一項中「土地改良施設について第十九条第一項第三号」を「第十九条第一項第六号」に改め、「政令で定めるところにより」を削り、同項後段を削り、同条第三項中「第二十一条第四項の規定は第一項の場合について」を「第二十一条第五項並びに」に、「第一項前段」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項前段」を「第一項」に改め、「第十九条第一項第一号又は口の事業を行うことにより新設され、又は改良された土地改良施設について同項第三号の業務に係るものに限る。」を削り、「同項」を「第十九条第一項第六号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の災害復旧事業実施計画においては、農林水産省令で定めるところにより、当該業務につき、その実施に係る区域、工事に関する事項、事業費に関する事項、効果に関する事項その他農

林水産省令で定める事項を定めるものとする。
第二十六条第一項中「第十九条第一項第四号若しくは第五号の業務」を「第十九条第一項第三号若しくは第五号の業務（管理業務を除く。）」に改める。

第二十七条第一項中「第十九条第一項第一号イからハまでの事業、同項第二号の業務及び同項第三号の業務（土地改良施設に係るものに限る。以下同じ。）」を「第十九条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までの業務（同項第五号の業務にあつては、管理業務に限る。）」に改め、「事業又は」を削り、同条第二項中「同項の事業又は」を「同項の」に改め、「負担する費用が第十九条第一項第一号ハの事業又は同号ハの事業を行うことにより新設され、若しくは改良された土地改良施設について同項第三号の業務に要するものである場合にあつては、当該事業又は業務の実施に係る区域内にある土地の所有権を土地改良法第九十四条の八第五項（同法第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により取得した者又はその承継人（以下「干拓地取得者」という。）第四項において同じ。」を削り、「事業又は業務に」を「業務に」に、「前項」を「同項」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「事業又は」を削る。

第二十八条第一項中「第十九条第一項第一号イからハまでの事業」を「第十九条第一項第一号又は第四号の業務」に改め、「同号ハの事業の実施に係る区域内にある土地にあつては、その土地についての干拓地取得者」を削り、「当該事業」を「当該業務」に、「事業実施計画」を「農用地整備事業実施計画又は農用地保全事業実施計画」に改める。

第三十条第一項中「第十九条第一項第一号イからハまでの事業、同項第二号の業務及び同項第三号の業務について、同法百十三條の二第二項及び第二項」を「第十九条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までの業務（同項第五号の業務にあつては、管理業務に限る。）について、同法

第五十八条から第六十二条まで、第六十三条第二項及び第三項、第六十四条、第六十五条、第六百三十三條の二第一項及び第二項、第六百三十三條の三、第六百三十四條第二項に、「第十九条第一項第一号イからハまでの事業及び同項第三号の業務について、同法第五十八條から第六十二条まで、第六十三条第二項及び第三項、第六十四條、第六十五條、第六百三十三條の三並びに第六百三十四條第二項の規定は公団が行う第十九条第一項第一号イ及び口の事業並びにこれらの事業を行うことにより新設され、又は改良された土地改良施設についての同項第三号の業務」を「第十九条第一項第一号及び第四号から第六号までの業務（同項第五号の業務にあつては、管理業務に限る。）」に、「第十九条第一項第一号イ及び口の事業について」を「第十九条第一項第一号第一号イの事業について」に改め、同条第二項中「第二十五條第三項」を「第二十四條の二第四項、第二十四條の三第三項、第二十四條の四第二項、第二十五條第四項」に改める。

第三十三條第三項中「財務諸表」の下に「及び前項の事業報告書」を加える。
第三十五條の見出し及び同条第一項中「農用地開発債券」を「農用地整備債券」に改める。
第三十九條ただし書中「第十九条第一項第四号若しくは」を「第十九条第一項第五号又は」に改め、「又は同条第一項第五号の規定による売渡し」を削る。

第四十四條を削り、第四十四條の二を第四十四條とする。
第四十八條第一号中「第五十三條の四第一項」の下に「及び第二十四條の四第二項において準用する同法第五十七條の二第三項」を加え、同条第三号中「第十九條の二及び附則第十一條」を「及び第十九條の二」に改める。
附則第十一條の前の見出しを「（旧農地開発機械公団の業務等に係る特例）に改め、同条後段を次のように改める。

この場合における第二十六條第一項及び第四十八條の規定の適用については、第二十六條第

一項中「又は第十九条の二の業務」とあるのは「第十九条の二の業務又は附則第十一條の業務」と、第四十八條第三号中「及び第十九条の二」とあるのは、第十九条の二及び附則第十一條」とする。

附則第十九条から第二十一条までを次のように改める。

(農用地開闢公団の業務に係る特例)

第十九条 公団は、第十九条の規定にかかわらず、農用地開闢公団法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第 号。以下「改正法」という。)による改正前の第十九条第一項及び第二項の業務で改正法の施行前に開始されたもの(同条第一項又は第二項の業務の開始に必要な事前の調査で改正法の施行前に開始されたものに係るもので政令で定めるものを含む。)及びこれらに附帯する業務を行うことができる。

この場合における第四十八条の規定の適用については、同条第三号中「及び第十九条の二」とあるのは、「第十九条の二及び附則第十九条第一項」とする。

2 前項の規定により公団が行う同項の業務については、改正法による改正前の第二十条から第二十九条まで、第三十条、第三十九条及び第四十四条の規定は、改正法の施行後も、なおその効力を有する。

3 第一項の規定により公団が改正法による改正前の第十九条第一項第二号の業務を行う場合には、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三号第一項第四号中「業務」とあるのは、「業務若しくは同法附則第十九条第一項に規定する業務のうち農用地開闢公団法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第 号)による改正前の農用地開闢公団法第十九条第一項第二号の業務」とする。

(業務の特例)

第二十条 公団は、当分の間、第十九条、第十九条の二、附則第十一條及び前条第一項に規定する業務のほか、農林水産大臣の認可を受けて、

次の業務を行うことができる。

一 土地改良法第二條第二項に規定する土地改良事業で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)第二條第一項第一号に該当するものを行う土地改良区その他政令で定める者に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により、公団が同項各号の業務を行う場合には、第二十六條第一項中「又は第十九条の二の業務」とあるのは、「第十九条の二の業務又は附則第二十條第一項に規定する業務」と、第四十八條第三号中「及び第十九条の二」とあるのは、「第十九条の二及び附則第二十條第一項」とする。

(無利子貸付け)

第二十一条 政府は、当分の間、公団に対し、第十九条第一項第一号の業務で社会資本整備特別措置法第二條第一項第一号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部及び前条第一項第一号の業務に要する資金を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に必要事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(農用地整備公団への移行)

第二条 農用地開闢公団は、この法律の施行の時に、農用地整備公団(以下「公団」という。)となるものとする。

(国営土地改良事業の承継等)

第三条 この法律の施行の際現に国が土地改良事業として行っている事業のうち、この法律による改正後の農用地整備公団法(以下「新法」という。)第二十條第一項の事業実施方針で定められた公団の新法第十九條第一項第四号の業務に相当する部分(以下「国営土地改良事業」という。)は、当該業務について次項の規定による公示があつた日の翌日から、公団がその業務として行うものとする。

2 農林水産大臣は、国営土地改良事業に係る公団の業務について新法第二十四條の二第一項の規定による農用地保全事業実施計画の認可をしたときは、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定により公団が国営土地改良事業をその業務として行うこととなつた時において当該国営土地改良事業に關し国が有する権利及び義務(当該国営土地改良事業に關する国営土地改良事業特別会計の資金運用部特別会計からの負債を含む。)は、その時において公団が承継する。

4 第一項の規定により公団が国営土地改良事業をその業務として行うこととなる場合において、国が委託に基づき当該国営土地改良事業と密接な関連を有する工事(以下この条において「関連工事」という。)を行つてゐるときは、公団が当該国営土地改良事業をその業務として行うこととなつた時において当該関連工事に関し国が有する権利及び義務は、その時において公団が承継する。ただし、国がその委託をしてゐる者の同意を得ることができなかったときは、この限りでない。

5 前項の規定により公団が国が有する権利及び義務を承継する場合において、公団が当該関連工事に係る業務を行うについては、新法第十九條第二項の規定による認可を受けることを要しない。

6 第一項の規定により公団が国営土地改良事業

をその業務として行うこととなつたときは、公団は、政令で定めるところにより、新法第二十七條第一項の規定による負担金の額のうち、当該国営土地改良事業を行うにつき国が要した費用の一部に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

7 第一項の規定により公団が国営土地改良事業をその業務として行うこととなつた場合における新法第二十七條第一項の規定の適用については、同項中「費用」とあるのは、「費用(農用地開闢公団法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第 号)附則第三條第一項の規定により公団がその業務として行うこととなつた国営土地改良事業を行うにつき国が要した費用を含む。）」とする。

(経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に農用地整備公団という名称を使用している者については、新法第六條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第五条 この法律の施行の際現に理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(公職選挙法の一部改正)

第七条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二百三十六条の二第一項第二号中「農用地開闢公団」を「農用地整備公団」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第八条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第五号中「農用地開闢公団」を「農用地整備公団」に改める。

(農地法の一部改正)

第九条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第四号中「農用地開闢公団法」

を「農用地整備公団法」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「農用地開発公団」を「農用地整備公団」に改める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第十一條 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十一年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第九十六條第三項中「農用地開発公団」を「農用地整備公団」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十二條 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第二号中「農用地開発公団」を「農用地整備公団」に改める。

第七十三條の二第十一項中「農用地開発公団が農用地開発公団法(昭和四十九年法律第四十三号)により行う同法第十九條第一項第一号イ又はロの事業を含む。第七十三條の二十九において同じ。」を削る。

第七十三條の四第一項第一号中「農用地開発公団」を削る。

第七十三條の六第一項中「農用地開発公団法第二十三條第二項において準用する土地改良法第五十四條の二第一項又は第五項の規定による換地の取得を含む。」及び「(農用地開発公団法第二十四條第二項において準用する土地改良法第六十六條第一項の規定による土地の取得を含む。)」を削る。

第三百四十三條第六項中「(農用地開発公団が農用地開発公団法により行う同法第十九條第一項第一号イ又はロの事業を含む。)」を削る。

第三百四十八條第二項第二号中「農用地開発公団」を削る。

附則第十一條中第七項を削り、第八項を第七

項とし、第九項から第十四項までを一項ずつ繰り上げる。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第十三條 前条の規定による改正後の地方税法(以下「新地方税法」という。)第七十三條の二第十一項、第七十三條の四第一項第一号及び第七十三條の六第一項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 施行日以後に新法附則第十九條第一項に規定する業務のうちこの法律による改正前の農用地開発公団法(以下「旧法」という。)第十九條第一項第一号イ又はロの事業が施行された場合における新地方税法第七十三條の二第十一項の規定の適用については、同項中「土地改良事業」とあるのは、「土地改良事業(農用地整備公団が農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)により行う同法附則第十九條第一項に規定する業務のうち農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第 号)による改正前の農用地開発公団法第十九條第一項第一号イ又はロの事業を含む。第七十三條の二十九において同じ。)」とする。

3 施行日以後に公団が直接新法附則第十九條第一項に規定する業務のうち旧法第十九條第一項第一号イ又はロの事業の用に供する不動産を取得した場合における新地方税法第七十三條の四第一項第一号の規定の適用については、同号中「不動産」とあるのは、「不動産又は農用地整備公団が直接農用地整備公団法附則第十九條第一項に規定する業務のうち農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第 号)による改正前の農用地開発公団法第十九條第一項第一号イ若しくはロの事業の用に供する不動産」とする。

4 施行日以後に新法附則第十九條第一項に規定

する業務のうち旧法第十九條第一項第一号イ若しくはロ又は同項第二号の事業が施行された場合における新地方税法第七十三條の六第一項の規定の適用については、同項中「換地の取得」とあるのは「換地の取得(農用地整備公団法附則第十九條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第 号)による改正前の農用地開発公団法第二十三條第二項において準用する土地改良法第五十四條の二第一項又は第五項の規定による換地の取得を含む。)」と、「土地の取得」とあるのは「土地の取得(農用地整備公団法附則第十九條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法の一部を改正する法律による改正前の農用地開発公団法第二十四條第二項において準用する土地改良法第六十六條第一項の規定による土地の取得を含む。)」とする。

5 農用地開発公団が行った旧法第十九條第一項第一号イ又はロの事業に係る一時利用地又は換地に対して課する昭和六十三年度分の固定資産税については、なお従前の例による。

6 農用地開発公団が直接その本来の事業の用に供する固定資産に対して課する昭和六十三年度分の固定資産税については、なお従前の例による。

7 前条の規定による改正前の地方税法(以下「旧地方税法」という。)附則第十一條第七項の規定は、国の作成した計画に基づく政府の補助を受けて、農用地開発公団が新設し若しくは改良し、又は施行日以後に公団が新法附則第十九條第一項に規定する旧法第十九條第一項の業務として新設し若しくは改良した旧地方税法附則第十一條第七項の政令で定める農業用施設を、都道府県又は市町村から譲渡を受けた場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和六十五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、なおその効力を有する。この場合

において、同項中「農用地開発公団」とあるのは、「農用地開発公団又は農用地整備公団」とする。

(租税特別措置法の一部改正)

第十四條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項第三号中「若しくは農用地開発公団法(昭和四十九年法律第四十三号)第十九條第一項第一号イ若しくはロの事業」及び「並びに農用地開発公団法第二十三條第二項」を削り、「(土地改良法)」を「(同法)」に改める。

第三十三條の二第二号中「土地改良事業」を「土地改良事業又は」に改め、「又は農用地開発公団法第十九條第一項第二号の事業」を削る。

第三十三條の三第一項中「農用地開発公団法第十九條第一項第一号イ若しくはロの事業」を削る。

第六十四條第一項第三号中「若しくは農用地開発公団法第十九條第一項第一号イ若しくはロの事業」及び「並びに農用地開発公団法第二十三條第二項」を削り、「(土地改良法)」を「(同法)」に改める。

第六十五條第一項第二号中「土地改良事業」を「土地改良事業又は」に改め、「又は農用地開発公団法第十九條第一項第二号の事業」を削り、同項第四号中「農用地開発公団法第十九條第一項第一号イ若しくはロの事業」を削る。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)
第十五條 個人又は法人が施行日前に行つた前条の規定による改正前の租税特別措置法第三十三條第一項、第三十三條の二第一項、第三十三條の三第一項、第六十四條第一項又は第六十五條第一項の規定に該当するこれらの規定に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2 施行日以後に新法附則第十九條第一項に規定する業務のうち旧法第十九條第一項第一号イ若しくはロ又は同項第二号の事業が施行された場

合における前条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第三十三条第一項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第一項、第六十四条第一項及び第六十五条第一項の規定の適用については、新租税特別措置法第三十三条第一項第三号中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業若しくは農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三

よりなおその効力を有するものとされる旧農用地開発公団法律第二十三条第二項」と、「同法第五十三条の二の第二項」とあるのは「土地改良法第五十三条の二の第二項」と、新租税特別措置法第六十五条第一項第二号中「又は農業振興地域の整備に関する法律第十三条の二第一項の事業」とあるのは、「農業振興地域の整備に関する法律第十三条の第二項の事業又は農用

地整備公団法附則第十九条第一項に規定する業務のうち旧農用地開発公団法第十九条第一項第二号の事業」と、同項第四号中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業、農用地整備公団法附則第十九条第一項に規定する業務のうち旧農用地開発公団法第十九条第一項第一号若しくは口の事業」とする。

(所得税法等の一部改正)

第十六条 次に掲げる法律の規定中

農用地開発公団

農用地開闢公園法（昭和四十九年法律第四十三号）

を

農用地整備公団

農用地整備法（昭和四十九年法律第四十三号）

に改める。

一 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別

二 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別

三 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）

(登録免許税法の一部改正)

第十七条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号中「農用地開発公団法」を「農用地整備公団法」に、「第十九条第一項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号」を「第十九条第一項第一号、第二号若しくは第四号」に改める。

別表第二中農用地開發公団の項を次のように改める。

農用地整備公団

農用地整備公団法

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 施行日前に行われた旧法第十九条第一項第一号イ若しくはロ又は同項第二号に規定する事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

新法附則第十九條第一項に規定する業務のうち

昭和六十三年三月五日印刷

昭和六十三年三月七日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

K

第百十一回国会農林水産委員会會議録第一号中正誤

へ
段
行
誤

セ
から
一
ございますが
ございます

三	三	三	十七万	七十七万
---	---	---	-----	------

三
一
二
いた
だ
き
た
い
い
た
だ
い
た

三
目
終
わり
し
き
し
き
し
き

三
四
二
一
三
四
二
一
三
四
二
一